○豊前市観光まちづくり企画提案事業補助金交付要綱

(平成29年7月1日制定)

改正

令和7年5月12日告示第66号

豊前市観光まちづくり企画提案事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観光誘客に資するまちづくり活動を行う団体等(以下「実施主体」という。)に対し、豊前市補助金交付規則(昭和43年規則第10号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において観光まちづくり企画提案事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付対象となる実施主体は、次に掲げる要件を全 て満たしていると市長が認める団体等とする。ただし、過去に補 助金の交付を受けた団体等又はその実態が同一であると見なされ る団体等は交付対象としない。
 - (1) 豊前市内に活動拠点を有すること。
 - (2) 代表者,活動体制,経理体制が明確であること。
 - (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
 - (4) 豊前市暴力団排除条例(平成22年条例第15号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団でないこと。
 - (5) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員が団体の構成 員になっていないこと。
 - (6) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体等でないこと。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、前条に定める補助対象者が実施するもので、補助金の交付決定の日から年度内の期間において実施する次に掲げる要件を全て満たす事業とする。この場合において、交付決定前から当該年度に補助対象事業に着手する場合で着手前に第6条第2号に定める届出がなされたときは、補助対象事業とすることができる。
 - (1) 観光誘客や交流機会の創出等、観光まちづくり推進において高い効果が見込まれる事業
 - (2) 地域住民の自助努力を基本とするもので、オリジナリティ、創意工夫を有する事業
 - (3) 事業の目的、実施方法、実施スケジュール、資金計画が明確かつ適切であり、確実に実施できることが見込まれる事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は対象 としない。
 - (1) 専ら宣伝、関連商品等の販売を目的とする事業
 - (2) 実費相当以上の参加料等の徴収を行う事業
 - (3) 特定の個人又は団体の宣伝を目的とする事業
 - (4) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
 - (5) その他収益を上げる目的を有すると市長が認めるもの

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付対象となる経費 (以下「補助対象経費」という。)は、次のとおりとする。
 - (1) 補助対象事業に直接関わる人件費 (アルバイトを含む。)
 - (2) 講師及び専門家への謝礼 (実施主体の構成員に対するものを除く。)及び旅費
 - (3) 補助対象事業実施のために必要な旅費,交通費及び燃料費

- (4) 広告費及び印刷製本費
- (5) 消耗品費及び原材料費
- (6) 通信運搬費
- (7) 会場,車両等の賃料及び使用料
- (8) 保険料 (火災, 地震その他の災害の家屋に係るものを除 く。)
- (9) その他市長が必要と認める費用
- 2 前項の規定にかかわらず次に掲げる経費は、補助金の交付対象 としない。
 - (1) 領収書等により実施主体が支払ったことが明確に確認できない経費
 - (2) 補助対象事業に直接関係しない実施主体の運営に係る人件費
 - (3) 補助対象事業に直接関係しない実施主体の経常的な運営 に係る経費
 - (4) その他補助対象事業に直接関係しない経費及び市長が適 正でないと認めた経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の支出総額から当該補助対象事業に係るその他の補助金、売上金、寄附金等の収入金額を控除した額の10分の10以内の額(その額に1、000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、1事業につき10万円を限度とする。

(交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする実施主体(以下「交付希望団体」という。)は、市長が指定する期日までに次に掲げる 書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 豊前市観光まちづくり企画提案事業補助金交付申請書(

様式第1号)

- (2) 豊前市観光まちづくり企画提案事業補助金交付決定前着 手届(様式第1号の2。第8条に規定する交付決定より前に補 助対象事業に着手するときに限る。)
- (3) 事業計画書(様式第2号)
- (4) 収支予算書(様式第3号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助対象事業の選考)

第7条 補助対象事業の選考は、別に定める豊前市観光まちづく り企画提案事業選考要領に従うものとする。

(交付決定)

- 第8条 市長は、前条の選考の結果を尊重し、補助金の交付の可 否を決定するものとする。
- 2 市長は、補助金を交付することが適当と認めたときは、豊前 市観光まちづくり企画提案事業補助金交付決定通知書(様式第 4号)により、補助金を交付しないことを決定したときは、豊 前市観光まちづくり企画提案事業補助金不交付決定通知書(様 式第5号)により、交付希望団体に通知するものとする。
- 3 原則として選考結果及び補助金交付の適否に対する異議の申立ては受け付けないものとする。

(事業内容の変更)

- 第9条 補助金の交付の決定を受けた実施主体(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定後において、事業の内容を変更しようとするときは、豊前市観光まちづくり企画提案事業内容変更申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により事業の内容の変更を承認したとき

は、豊前市観光まちづくり企画提案事業変更決定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止,廃止等)

第10条 補助事業者は、補助対象事業の全てを中止又は廃止しようとするときは、豊前市観光まちづくり企画提案事業中止(廃止)届出書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了 の日から起算して起算して30日以内又は当該年度の3月31 日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しな ければならない。この場合において、前条の規定による補助対 象事業の中止又は廃止の承認を受けたときも、また同様とする。
 - (1) 豊前市観光まちづくり企画提案事業実績報告書(様式第9号)
 - (2) 事業報告書(様式第10号)
 - (3) 収支決算書(様式第11号)
 - (4) 経費を支払ったことを証する書類 (領収書の写し等)
 - (5) 本事業における広告物、印刷物等の成果品等
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、補助対象事業の実施に係る書類、経費の収支 に係る書類その他市長の定める書類を当該年度の終了後2年度 間保存しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条第1項各号に掲げる書類を受理したときは、その内容を審査し、補助対象事業の成果が適当と認めたと きは、交付すべき補助金の額を確定し、豊前市観光まちづくり 企画提案事業補助金額確定通知書(様式第12号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の規定により補助金額の確定を受けた補助事業者は、速やかに豊前市観光まちづくり企画提案事業補助金請求書 (様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

- 第14条 補助事業者は、概算払による補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 豊前市観光まちづくり企画提案事業補助金概算払請求書(様式14号)
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定により、補助金の概算払を受けた補助対象事業は、 第11条に規定する書類を提出した日から7日以内に補助金の 精算をしなければならない。

(補助金の交付決定等の取消し及び返還)

- 第15条 市長は、補助事業者が次に掲げる事項に該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を第4条に定める補助対象経費以外の用途で使 用したとき。
 - (3) 補助対象事業を市長の承認なく変更し、中止し、又は 廃止したとき。
 - (4) 補助金の交付の決定内容,その他法令に基づく命令に

違反したとき。

- (5) 第10条の規定により補助対象事業の中止又は廃止の 承認を受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和7年告示第66号)

この告示は,公布の日から施行する。